

千葉市個人情報保護審査会設置条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷俊一

千葉県規則第34号

千葉県個人情報保護審査会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県個人情報保護審査会設置条例（令和4年千葉県条例第31号）第7条の規定に基づき、千葉県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務局総務部政策法務課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。